

令和5年5月8日

保護者の皆様

豊川市立御津南部小学校  
校長 山本 一之

## 新型コロナウイルス感染症に係る変更について（お知らせ）

学校保健安全法施行規則一部改正(令和5年5月1日付け)に伴い、見直し等が行われました。また、豊川市教育委員会からの通知を受け、今後の学校の対応について、下記のとおりとします。

記

### 1 主な変更点 \*対応の変更は5月8日（月）より

- ・出席停止期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とする。
- ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨する。
- ・濃厚接触者としての特定は行われないことから、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象としない。

### 2 その他

- ・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、学校を休ませたい場合は、学校へご相談ください。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないようにお願いします。
- ・医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることはしませんので、ご家庭での判断をお願いします。

※ 今後、豊川市教育委員会より新たな通知が届きましたら、改めてお知らせします。

(この件に関する問い合わせ先 御津南部小学校 教頭 電話75-2003)